

申請に対する処分

処分名	児童扶養手当認定請求
根拠法令	児童扶養手当法施行規則第1条, 第16条及び第17条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

ひとり親家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童を監護している保護者

(2) 申請の方法

児童扶養手当認定請求書を提出する。

(3) 許認可等の要件

ア 日本国内に住所を有し、次の児童を監護している母又は母がないか若しくは母が監護しない場合において、当該児童の母以外のものがその児童を養育するとき。

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父が死亡した児童

(ウ) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

(エ) 父の生死が明らかでない児童

(オ) 父が引き続き1年以上遺棄されている児童

(カ) 父が法令により1年以上拘禁されている児童

(キ) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(ク) その他棄児などの児童

イ 上記の規定にかかわらず、児童が次のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

(ア) 労働基準法の遺族補償等を受けることができる。

- (イ) 児童が父に支給される公的年金の加算対象となっている。
- (ウ) 児童が里親に委託されている。
- (エ) 児童が父と生計を同じくしている。(父が政令で定める程度の障害の状態にある児童を除く。)
- (オ) 児童が母の配偶者に養育されている。(父が政令で定める程度の障害の状態にある児童を除く。)

ウ 上記の規定にかかわらず、母または養育者が公的年金給付を受けるときは、支給しない。

政令に定める所得制限を越えるときは、手当の一部または全部が支給停止となる。

2 標準処理期間

書類の整ったものから随時審査・処理を行う。

申請のあった月の翌月分から支給